

昭和二十七年法律第百三十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

目次

- 第一章 総則（第一条）
第二章 罪（第二条―第九条）
第三章 刑事手続（第十条―第二十条）
附則

第一章 総則

（定義）

- 第一条 この法律において「協定」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定をいう。
2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。
3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」、「軍属」又は「家族」とは、協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属又は家族をいう。

第二章 罪

（施設又は区域を侵す罪）

- 第二条 正当な理由がないのに、合衆国軍隊が使用する施設又は区域（協定第二条第一項の施設又は区域をいう。以下同じ。）であつて入ることを禁じた場所に入り、又は要求を受けてその場所から退去しない者は、一年以下の懲役又は二千元以下の罰金若しくは科料に処する。但し刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による。

（証拠を隠滅する等の罪）

- 第三条 協定によりアメリカ合衆国の軍事裁判所（以下「合衆国軍事裁判所」という。）が裁判権を行使する他人の刑事被告事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、二年以下の懲役又は一万元以下の罰金に処する。

- 2 犯人の親族が犯人の利益のために前項の罪を犯したときは、その刑を免除することができる。（偽証等の罪）

- 第四条 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

- 2 前項の罪を犯した者が、証言した事件の裁判の確定前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

- 3 合衆国軍事裁判所の手続に従つて宣誓した鑑定人又は通訳人が虚偽の鑑定又は通訳をしたときは、前二項の例による。

（軍用物を損壊する等の罪）

- 第五条 合衆国軍隊に属し、且つ、その軍用に供する兵器、弾薬、糧食、被服その他の物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

（合衆国軍隊の機密を侵す罪）

- 第六条 合衆国軍隊の機密（合衆国軍隊についての別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画若しくは物件で、公になつていないものをいう。以下同じ。）を、合衆国軍隊の安全を害すべき用途に供する目的をもつて、又は不当な方法で、探知し、又は収集した者は、十年以下の懲役に処する。

- 2 合衆国軍隊の機密で、通常不当な方法によらなければ探知し、又は収集することができないようなものを他人に漏らした者も、前項と同様とする。

（未遂罪は、罰する。）

- 第七条 前条第一項又は第二項の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。
前条第一項又は第二項の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者も、前項と同様とする。

- 3 前項の規定は、教唆された者が、教唆に係る犯罪を實行した場合において、刑法総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。

- 第八条 第六条第一項の罪、同項に係る同条第三項の罪又は同条第一項に係る前条第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。（制服を不当に着用する罪）

- 第九条 正当な理由がないのに、合衆国軍隊の構成員の制服又はこれに似せて作つた衣服を着用した者は、拘留又は科料に処する。

第三章 刑事手続

（施設又は区域内の逮捕等）

- 第十条 合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設又は区域内部における逮捕、勾引状又は勾留状の執行その他人身を拘束する処分は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又はその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。

- 2 死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪に係る現行犯人を追跡して前項の施設又は区域内部において逮捕する場合には、同項の同意を得ることを要しない。（逮捕された合衆国軍隊の構成員又は軍属の引渡）

- 第十一条 検察官又は司法警察員は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第十七条第三項に掲げる罪のいずれかに該当すると明らかに認めるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。

- 2 司法警察員は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。（合衆国軍隊によつて逮捕された者の受領）

- 第十二条 検察官又は司法警察員は、合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示して被疑者の引渡を受け、又は検察事務官若しくは司法警察職員にその引渡を受けさせなければならない。

- 2 検察官又は司法警察員は、引き渡されるべき者が日本国の法令による罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由があつて、急速を要し、あらかじめ裁判官の逮捕状を求めなければならないときは、その理由を告げてその者の引渡を受け、又は受けさせなければならない。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求めなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

- 3 前二項の場合を除く外、検察官又は司法警察員は、引き渡される者を受け取つた後、直ちにその者を釈放し、又は釈放させなければならない。

- 4 第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。但し、同法第二百三条、第二百四条及び第二百五条第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。（施設又は区域内の差押え、搜索等）

- 第十三条 合衆国軍隊がその権限に基いて警備している合衆国軍隊の使用する施設若しくは区域内部における、又は合衆国軍隊の財産についての搜索（搜索状の執行を含む。）、差押え（差押状の執行を含む。）、記録命令付差押え（記録命令付差押状の執行を含む。）、又は検証は、合衆国軍隊の権限ある者の同意を得て行い、又は検察官若しくは司法警察員からその合衆国軍隊の権限ある者に囑託して行ふものとする。ただし、裁判所又は裁判官が必要とする検証の囑託は、その裁判所又は裁判官からするものとする。（日本国の法令による罪に係る事件についての捜査）

- 第十四条 協定により合衆国軍事裁判所が裁判権を行使する事件であつても、日本国の法令による罪に係る事件については、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、捜査をすることができる。前項の捜査に関しては、裁判所又は裁判官は、令状の発付その他刑事訴訟に関する法令に定める権限を行使することができる。

-
- イ 編制若しくは装備に関する計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 編制又は装備の現況
 - ハ 艦船、航空機、兵器、弾薬その他の軍需品の構造又は性能
 - 三 運輸又は通信に関する事項
 - イ 軍事輸送の計画の内容又はその実施の状況
 - ロ 軍用通信の内容
 - ハ 軍用暗号
-